平成３０年（フ）第８６号
山形県尾花沢市大字正厳661番地、前住所山形県東根市一本木１丁目５番19号
債務者　天野　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７２号
岡山県倉敷市玉島1572番地　東２
債務者　小野　洋子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第２３６号
北九州市八幡西区友田３丁目３番19―304号
債務者　光石　克吉
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３３３号
北九州市小倉北区今町１丁目４番２―208号
債務者　中原　幸次
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３４２号
北九州市八幡西区光明２丁目７番15号（藤崎コーポ102号）
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１１号
静岡県掛川市柳町101番地の３　カサード36Ｃ棟101号
債務者　青木　憲一
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
三重県伊勢市二見町茶屋441番地６
債務者　俵　　九末
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第２３３号
埼玉県川越市南大塚２丁目12番地17　（南ハイツ102号室）
債務者　渡邊　幸弘
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２６７号
埼玉県入間市大字寺竹758番地１　メゾンドファミール202　益冨方、前住所東京都八王子市石川町2020番地３　山本方
債務者　島田　祥子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２７９号
埼玉県川越市西小仙波町２丁目23番地22（ＦｏｒｅｓｔＳｔａｇｅ305号室）
債務者　末永　　圭
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２８４号
埼玉県川越市中台南２丁目４番地19
債務者　須永めぐみ
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第７９号
岡山県総社市清音上中島341番地２　コーポもとや101号室
債務者　伊原　啓介
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1179番地12
債務者　高橋　美保
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第３７号
山形県東置賜郡高畠町大字元和田1306番地
債務者　平　　良一
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第３００号
埼玉県狭山市広瀬３丁目20番７号　桜ハイム103
債務者　宮岡　敬三
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第６９７号
札幌市白石区菊水元町５条３丁目１番５号　カトレアハイツ201号
債務者　石垣友里絵
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７０７号
札幌市厚別区青葉町14丁目20番10号
債務者　宇野　友恵
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部